

制作、企画、法務、知的財産、管理、総務、営業、マーケティング、監査など実務担当者

【時系列に沿った事例】

ドラマ・映画制作における 著作権法上・実務上の許諾取得 ～誰から、どのタイミングで、何について、どの方法で許諾を取るべきか?～

【講師】 レイ法律事務所 統括パートナー 弁護士 河西 邦剛 氏
弁護士 舟橋 和宏 氏
弁護士 菅原 隼人 氏

開催日： 令和元年9月27日(金) 午後2時～午後4時
会場： 紀尾井フォーラム 千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート1F
参加費： 1名 32,800円 2名目以降 1名につき 27,000円(税込み) (キャンセルは1週間前までに)

【重点講義内容】

- ドラマ・映画制作に関する許諾
- 著作物の二次利用に関する権利処理

ドラマ・映画を制作 する際には、著作権、肖像権をはじめ様々な法的権利やBPO等放送上のルールが関係するとともに、原作者、脚本家、演出家、俳優、芸能プロダクションなど多くの人々も制作に関係します。ドラマの制作の時系列にのっとり「いつ」「誰から」「メール、契約書等どのような方法で」「どのような内容で」許諾をとるべきなのか、著作権法、実務上の観点から解説していきます。

また、許諾を取る場合には、再放送、ネット配信、ビデオグラム化、海外リメイク等の二次利用を見越した許諾を取得する必要があります。そして、許諾の取得方法は、契約書、メール、口頭、さらには慣習、様々な方法がありますが、どのような方法が良いのか、メールの文面を具体的に紹介しながら、具体的な許諾の取得方法についても解説します。

1. 実際の ドラマから見る「ドラマ制作にかかわる著作権」

ドラマを制作するうえでかかわってくる著作権について解説します。

2. ドラマ制作において、誰から、どのタイミングで、 何について許諾を取るべきか

原作者、脚本家、音楽家、監督、制作スタッフなど、ドラマ制作をする際には多数の関係者が関わってきますが、誰がどのような権利を持っているのか、誰からどのような権利を取得しておけば安心なのか解説します。

3. 二次利用の際、どのように許諾を取るか。いつ取っておくべきか

ドラマを再放送する、さらにドラマをDVD化、ネット配信、海外でのリメイクを行うなど制作したドラマは再度利用される場合が多々あります。その際に、著作権法上どういった権利について許諾が必要となるのか、その許諾の取り方のタイミングなどを解説します。

4. 質疑応答 / 名刺交換

◆(株)新社会システム総合研究所 共催◆

支援【お問合せ・申込方法】 (株)経営コンサル 105-0003 東京都港区西新橋 2-9-3 TEL(03)3501-6811
申込方 下記申込書にご記入の上、FAX(全面)送信、又は E-mail、Web 上でお申し込みください。
FAX (03)3580-3580 E-mail : con@sul.co.jp Website⇒ (株)経営コンサルセミナー

《お申込書》

NO・19-09273

会社名		ご住所	〒
電話・FAX 番号		Mail	
所属・氏名		所属・氏名	

※申込受付後、折り返し「参加証、会場図、請求書」を郵送致します。複数人数は複写でご利用ください

検索 ⇒ (株)経営コンサルセミナー ⇒ お申し込み、他のセミナーもご覧ください

